

川崎市臨海部再編戦略アドバイザー設置要綱

(目的及び設置)

第1条 JFEスチール株式会社が扇島地区に所有する高炉等設備を休止することに伴う大規模土地利用転換について、土地のポテンシャルを最大限に活かして、川崎臨海部の持続的発展とともに、我が国のプレゼンスを高める土地利用に繋げていくことが求められている。そのため、国の施策との連携を視野に入れた土地利用について、助言・指導を得るとともに、関係機関との連携を図ることを目的として、川崎市臨海部再編戦略アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(身分)

第2条 アドバイザーの身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第3条第3項第3号に規定する顧問として委嘱する非常勤職員とする。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、臨海部再編戦略に関する高度な実務知識と豊富な経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 アドバイザーの任期は、委嘱の日から1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(退職)

第4条 アドバイザーは、次のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任期が終了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解嘱)

第5条 市長は、アドバイザーが次のいずれかに該当するときは、その職を解

くことができる。

(1) 心身の故障のため、その職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

(2) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(職務)

第6条 アドバイザーは、次の各号に掲げる業務について、相談に応じ、必要な助言・指導等を行う。

(1) 国の政策動向等を踏まえた大規模土地利用転換に関する助言・指導

(2) 国、関係機関との連携方策の支援に関すること。

(3) その他目的を達成するために必要なこと。

(報酬)

第7条 アドバイザーには、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号。以下「報酬等支給条例」という。）に基づき報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、日額28,000円とする。

(費用弁償)

第8条 アドバイザーがその職務のため出張するときは、報酬等支給条例及び川崎市旅費支給条例（令和7年川崎市条例第57号。以下「旅費支給条例」という。）の規定に基づき、費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償については、職務の級（川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表（1）による職務の級をいう。）が8級の者に支給される額に相当する額を支給する。

(公務災害等の補償)

第9条 アドバイザーの公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和4

2年川崎市条例第35号)に定めるところによる。

(庶務)

第10条 アドバイザーに関する事務は、臨海部国際戦略本部において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、臨海部国際戦略本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。